なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成10年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸本文に掲げる工事の経験を有していればよい。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　入札参加者の指名に関する事項

⑴　一次審査　上記２の競争参加資格をすべて満たす者について、北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準を踏まえ、一次審査を行う。

一次審査の評価項目は次の⑵のとおりとし、各評価項目ごとに評価基準に従って評価点を与え、得られる審査評価点合計の上位10者（10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合は、それらの者を含む。）までを選抜し、入札参加者を指名する。ただし、上記２の競争参加資格をすべて満たす者が10者以下である場合においては、すべての者を指名する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合は、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会において審査の結果、上記２⑸の要件を満たす工事として妥当と判断された場合、追加して指名する。

⑵　評価項目

ア　企業の施工実績

イ　配置予定技術者の能力

ウ　簡易な施工計画

(ｱ)　隣接する施設に居住者がいる増築工事において、施工上配慮すべき具体的な取組

(ｲ)　とりこわし工事において、騒音、振動、及び粉塵対策に関する具体的な取組

４　総合評価に関する事項

⑴　二次審査　一次審査で指名した入札参加者のうち、下記５⑸の期間内に技術提案書を提出した者を対象に二次審査を実施する。

二次審査の評価項目は、次の⑵のとおりとし、各評価項目ごとに評価基準に従って評価点を与え、加算点及び施工体制評価点を算出する。

⑵　評価項目

ア　技術提案

(ｱ)　構造体コンクリートの耐久性向上に関する具体的な取組

(ｲ)　構造体コンクリートの施工精度管理に関する具体的な取組

技術提案については、ヒアリングを実施し、その結果を評価に反映させる。

イ　登録基幹技能者の活用

ウ　一次審査における簡易な施工計画

エ　施工体制（施工体制評価点）

(ｱ)　品質確保の実効性

(ｲ)　施工体制確保の確実性

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ　加算点及び施工体制評価点　上記⑴及び⑵により加算点（最高点数60点）及び施工体制評価点（最高点数30点）を与える。

ウ　総合評価は、上記ア及びイの標準点、加算点及び施工体制評価点の合計点を、入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

エ　落札者の決定　次の要件を満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること

(ｲ)　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

(ｳ)　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

オ　エにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

５　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　電話011―709―2311　内線5715

⑵　入札説明書の交付　入札説明書は、平成25年９月６日から平成26年１月20日までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を下記の申込先へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

（申込先）〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　電話011―709―2311　内線5714

⑶　一次審査に係る申請書等を提出できる者の範囲　申請書等を提出する時において、上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者とする。

なお、平成25年９月６日において当該資格の決定を受けていない者又は当該資格の決定を受けていない経常建設共同企業体については、平成25年10月９日に行う入札公示に示すところに従い平成25年10月21日までに申請書等を提出することができる。

⑷　一次審査に係る申請書等の提出方法

ア　提出期間　平成25年９月６日から平成25年９月20日までの休日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。ただし、最終日は14時00分までとする。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　二次審査に係る技術提案書等の提出方法

ア　提出期間　平成25年10月９日から平成25年11月27日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、最終日は14時00分までとする。

イ　提出方法　上記⑴へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出方法

ア　提出期間　平成25年10月10日から平成26年１月20日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分までとする（利付国債の提供の場合は平成25年12月27日17時00分までとする。）。

イ　提出方法　上記⑵の申込先へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。